

福祉文教常任委員会

令和3年3月11日（木）

◎審査案件

議案第27号 紋別市介護保険条例の一部改正について

議案第28号 紋別市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

議案第29号 紋別市合葬墓条例の制定について

◎出席委員（7名）

委員長	加藤裕貴君	副委員長	石田久就君
委員	田中勝彦君	委員	山崎彰則君
〃	保村幸二君	〃	鈴木敏弘君
〃	野村淳一君		

◎欠席委員（なし）

◎正副議長

議長 飯田弘明君

◎出席説明員

市長	宮川良一君	副市長	鈴木英樹君
総務部長	牧野昌教君	市民生活部長	若原喜直君
兼特別定額給付金対策室長			
兼新庁舎建設準備室長			
市民生活部次長	大月茂君	保健福祉部長	富樫豪志君
		兼新型コロナウイルス感染症対策室長	
庶務課長	小林昌史君	財政課長	鈴木保智君
兼特別定額給付金対策室参事		兼新庁舎建設準備室参事	
兼新庁舎建設準備室参事			
企画調整課長	竹本幸孝君	環境生活課長	清水博昭君
介護保険課長	飯田欣也君	土木課長	岩井智広君
兼新型コロナウイルス感染症対策室参事			

◎教育委員会

教育長 堀籠康行君

◎監 査 委 員

監 査 委 員 村 井 毅 君

◎議 会 事 務 局 出 席 職 員

事 務 局 長 黒 木 主 税 君 事 務 局 次 長 細 川 貴 志 君
議 事 係 長 川 勝 亜 樹 子 君 議 事 係 上 森 香 純 君

◎傍 聴 議 員 橘 有 三 議 員、梶 川 友 子 議 員、喜 多 俊 晴 議 員、宮 川 正 己 議 員、青 木 邦 雄 議 員、阿 部 秀 明 議 員

◎傍 聴 記 者 瀧 澤 記 者（北 海 民 友 新 聞）

午前10時00分 開会

○加藤裕貴委員長 ただいまから福祉文教常任委員会を開会いたします。

お諮りいたします。

報道機関から傍聴の申し出がございますが、これを許すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤裕貴委員長 ご異議がありませんので、そのように決定いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第24号ないし議案第29号であります。

本案を議題といたします。

まず、議案第27号紋別市介護保険条例の一部改正について、提出者の説明を求めます。

○飯田介護保険課長 本委員会に付託されました議案第27号紋別市介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

お手元の提出資料1ページをお開き願います。

1の改正趣旨であります。介護保険事業計画は、3年ごとの見直しにより被保険者数や給付費の推計を行い、介護保険料率の設定を行うこととなっております。

このことから、第8期計画策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの保険料率を定めるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2の改正内容であります。第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間の介護給付費及び地域支援事業費の財源に充てるため、65歳以上である第1号被保険者の介護保険料率を所得段階ごとに算定しております。

表には、平成30年度から令和2年度までの第7期保険料率と、令和3年度から令和5年度までの第8期保険料率について掲載しております。

表の中段にあります第5段階の基準額月額、表の中では括弧書きで記載しておりますが、4,650円から4,950円となり、各段階での保険料率は、表のと通りの改正となっております。

ここで第8期介護保険事業計画の概要について説明させていただきます。

ページが飛びますが、5ページをお開き願います。

5ページ以降につきましては、第8期介護保険事業計画の概要を掲載しております。

5ページには計画期間における、1に65歳以上人口を、2に介護保険被保険者数を、3に要介護認定者数等の見込みを記載しております。

1の表の3段目の65歳以上の人口は、令和3年度以降も減少傾向にありますが、3の表の3段目の要介護認定者数は、令和3年度以降も増加が続く見込みとなっております。

次に、6、7ページにつきましては、計画期間の介護サービス給付量の推計になってございます。

6ページの介護サービスの給付量の推計につきましては、年間の利用件数等をあら

わしており、人口推計に基づく要介護認定者数や過去の給付実績、第8期中に整備されるサービスをもとに推計してございます。

次に、8ページから10ページになりますが、計画期間における介護給付費及び地域支援事業費の見込みについて記載しております。

事業費につきましては、サービス見込み量をもとに給付費の算定を行い、令和3年4月から改定される介護報酬等を考慮し、サービス給付費を算定しております。

次に、11ページにつきましては、第1号被保険者の介護保険料についてであります。

1の第1号保険料設定の考え方としましては、第1号被保険者の介護保険料は市町村が定め、介護給付費や地域支援事業費のうち、一番左に記載されている23%を第1号被保険者で負担します。

それぞれの財源につきましては、(1)介護給付費の財源、(2)地域支援事業費の財源で示しております。それぞれの帯グラフの中で、国などの負担割合を示しております。

(3)になります。第1号保険料の必要額につきましては、計画期間中3年間の介護給付費と地域支援事業費の保険料負担分の費用額合計は、表の4段目、右端の合計欄にありますとおり、66億5,159万9,000円となります。

この費用額をもとに、表の5段目の右端の合計に第1号保険料必要額を算出しておまして、計画期間中の必要額は、14億2,384万3,000円となっております。

次に、12ページになります。

所得段階別第1号被保険者数の推計を記載しております。

続きまして、3の第1号保険料基準月額についてであります。計画期間中の保険料の必要額合計は14億2,384万3,000円でありますので、自然体での保険料基準額は(1)の第1号保険料基準月額、基金取崩し前となりますけれども、記載してありますとおり、基準月額で5,488円となりますが、(2)の第1号保険料基準月額、基金取崩し後となりますが、介護給付費準備基金から1億3,950万円を取り崩すことにより、基準月額を4,950円と算出しております。

資料の1ページにお戻り願います。

先に続きまして、説明させていただきます。

3の算定の経緯につきましては、(1)段階設定は第8期における本市独自の多段階化として、7期から引き続き、標準の第9段階の上に合計所得金額500万円以上とする第10段階を設定し、低所得者に配慮した保険料の設定に取り組んでおります。

(2)公費による低所得者保険料軽減制度は、第7期に引き続き、第1段階から第3段階を対象に導入されます。

(3)です。所得段階ごとの保険料率の算出は、基準段階である第5段階の保険料年額5万9,400円に、各所得段階の割合を乗じて算出しております。

2ページになります。

(4) 合計所得金額の設定は、市民税本人課税層にあたる第6、第7、第8及び第9段階の境目となる基準所得金額につきましては、介護保険法施行規則で定める基準所得金額に基づき設定しております。

第1号被保険者の保険料の所得段階ごとの保険料及び対象要件につきましては、表のとおりとなっております。

4の施行期日については令和3年4月1日となっております。

なお、3ページ及び4ページは、条例改正に伴う新旧対照表を添付しておりますので、併せてご通覧願います。

以上で説明を終了させていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○加藤裕貴委員長 質疑を行います。

○野村淳一委員 今回の提案は、基本的には300円、介護保険料が引き上がるという話です。

私は今、このコロナ禍にあって高齢者の暮らしも、あるいは、例えばそのストレスもいろいろな問題で大きな重圧の中にいると思います。

値上げというのが、暮らしを直撃するというふうに思っています。この時期、私は極力値上げを避けるということが、行政としての大きな役割だと思っていて、そういう意味では非常に残念です。

どちらにしても、もっと値上げを抑えることができないのかという観点で幾つか質問をします。

最初に、先ほど飯田課長がおっしゃった、1ページの算定の経過、段階設定というのがあります。

ここでは、標準の第9段階の上に、合計所得金額500万円以上とする第10段階を設定し、低所得者に配慮した保険料額の設定に取り組んでおりますと述べています。

これはどういう理屈で、これが低所得者に配慮することになるのでしょうか。教えてください。

○飯田介護保険課長 多段階設定が、各自治体のほうで取り組める内容になっているのですが、この10段階の所得がさらに高い方から、保険料率を上げた形で保険料を納めていただくことによって、全体的な保険料の中に、その分が上乘せになるという考えで、全体的には僅かではあるかもしれませんが、その部分で保険料率を若干ながらも下げられるという理論でございます。

○野村淳一委員 そういうことだと私も思います。

こういうふうに多段階にすることで、低所得者に配慮した保険料だとなるのであれば、10段階にとどまる必要はないと思っています。

調べてみました。帯広は15段階でした。北見市、旭川市は13段階、網走市は12段階、富良野市、釧路市は11段階。

それぞれに多段階にして、より保険料の納入額を増やして、その分全体の保険料を下げるという努力をしています。

紋別市の場合は、500万円が上限になっています。

旭川市は、600万円、800万円という段階をつくって、そして、そういうところからの徴収も行っている。これが、全体の保険料額を引き上げる一つの方法になっています。

なぜそれができないのか、そういう努力は考えられないのか、教えてください。

○飯田介護保険課長 多段階については、検討しなかったというわけではございません。

まず、その10段階の上の11段階、12段階という形で設けている自治体も、今、委員がおっしゃったとおりでございますけれども、ほかの自治体の給付費の増減の上昇幅というのは、それぞれでありますので、一概には比べられないのですけれども、多段階をさらに追加した自治体につきましては、基準月額もおおむね1,000円くらいは上がる形が見えていたものですから、本市におきましては、今回も300円程度ということで、前回の7期のときの基準月額の上昇並みに何とか収まるようにしたので、1,000円以上上がっているところと同じような形で多段階を設定するということは、今回は見送ったという形です。

○野村淳一委員 300円程度だからいいだろうという判断です。

そういうこと自体が、もう少し工夫が必要ではないのかなと私は注文したいのです。給付費について、何点かよくわからない点があるので教えてください。

この、第8期介護保険事業計画の一つの目玉に、地域密着型の特別養護老人ホームの設置があると思います。

これは、6ページの介護サービス給付量の推計の中の地域密着型サービスの段の地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、これが、俗に言う地域密着型の特別養護老人ホームだというふうに理解をしています。

ですので、令和3年、4年はまだ整備されていないので空欄ですが、令和5年から60回という形でサービスが供給されるのかなと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。60回というのは、どのようなものなのかも含めて教えてください。

○飯田介護保険課長 地域密着型の施設につきましては、定員29人というような形なものですからこの施設だけではなく、他市に入所される方も多少想定しまして、おおむね2カ月分程度、設置されてすぐ満床になるわけではないので、そのような形で、60回というのは20人程度を、3カ月という想定もあり、ほかの町に入所される方もゼロではないということで、おおむね60回という形にさせていただいています。

○野村淳一委員 もう一回、60回と言ったら60日のことではないのですか。

60って何が60回なのですか。人数は20人で計算しているのですか。

○飯田介護保険課長 申し訳ございません、この単位が間違っておりまして60人分でございます。

60人相当というか、20人掛ける3カ月で60人ということです。

○野村淳一委員 60人ですか。

紋別は大体29人で定数ですよ。

そのほかの30人、31人は紋別市外ですか。

○飯田介護保険課長 まず、29人が定員なのですけれども、開設してすぐには29人にはならないので、それを押しなべて、20人分を掛ける3カ月分ということで、20人掛ける3カ月ということで、60人分というのは、こんな想定でございます。

○野村淳一委員 20人掛ける3カ月で60回、何で私がこだわっているかというのと、実はこれ給付費の金額が次の8ページに書いているのですが、この5,965万5,000円という金額が出てきたものですから、この60回という数字の中で、何で6,000万円近いお金が給付費に加わるのだと非常に疑問に思ったのです。

介護報酬は1回7,000円か8,000円ではないですか。違うのですか。

○飯田介護保険課長 特別養護老人ホームに1人入居しますと、1カ月で30万円くらいかかるということで、3カ月ですと300万円ですか。それを60人分で大体6,000万円くらいという算定をしています。

○野村淳一委員 いや、私は第8期の介護保険事業計画書から判断していました。

そのときの実績では、例えば、令和元年の実績が307回で給付費が259万円と書いてあります。

なので、60回なのに五千九百何万円というのは、とんでもない数字だと思ったのですけれど、この書き方で間違いはないのですか。私は理解できなかったのですが。

○加藤裕貴委員長 暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

○加藤裕貴委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○飯田介護保険課長 失礼いたしました。

前回の250万円という数字は、ほかの町に既に入所されている方の実績がありまして、250万円ということで、通常12カ月分で行きますと大体300万円くらいなのですが、実績が1年分ではなかったのが1人分の約1年分という形でございます。

○野村淳一委員 例えば、そのときの実績は、回数が307回と書いてあります。

だから、これはほぼ1年、1人分なのだとな読み取れたのです。なので、二百数十万円というのも納得したのです。

だって、1日の介護報酬は、7,000円から8,000円ですから、大体合うのです。

でも、今回これは60回って書いてあるのです。もし、これが20人分で3カ月だったら、180回と書かなければならない。そういうふうにしないと、整合性がとれないの

ではないですか。

6,000万円を60回で割ったら、1回100万円近くになってしまいます。

これは何なのだろうと思ったものだから、質問しているのです。

もう少し正確な記述が必要なのではないかなという気がするのですが、くどいようでごめんなさいね。いかがですか。

○富樫保健福祉部長 ご指摘ありがとうございます。

野村委員の言われるとおりの解釈という部分も、もちろん理解できます。

ただ、私どもは、策定委員会の中で、もうお示しさせていただいております。

あるいは、そのご意見をいただく中で、表記をもう少し見やすく、わかりやすくということを心がけまして、この60回というのは、月の入所者数、実人員ということで、20人程度で、大体1月から3月にかけて入所者が出てくるだろうという推計のもとで、延べ60人というような形の考え方に基づいて、60回と記載させていただきました。

今後は、理解しやすいような表記にさらに努めてまいりたいと思いますけれども、今回の資料につきましてはそういう考え方で作成させていただいたところでございます。

○野村淳一委員 では、60回から60人ということですね。

これは、訂正しないのですか。

○富樫保健福祉部長 このままとさせていただきたいと考えてございます。

○野村淳一委員 それなら、この介護保険事業計画のこれまでの実績と、考え方、解釈が狂ってくるのです。

私は、前回までの実績に基づいて質問したのです。

60回といたら、60日のことだろうと。それが、60人のことだと。

訂正しなければ、整合性がとれないのではないですか。

これは、記録として残っていくのですよ。計画として。

もし、解釈を変えたなら変えたと載せないと、統計上、狂ってくるのです。

○加藤裕貴委員長 暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時25分 再開

○加藤裕貴委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○飯田介護保険課長 大変失礼いたしました。

ここの部分ですが、今、ご指摘のとおり、これ回数でいきますと180回ということで訂正させていただくような形をとりたいと思います。

○野村淳一委員 それともう一つ聞きます。

施設入所のところで、介護療養型医療施設というのがあります。

サービス量では12人というのが3年間変わっていません。

これ、12人で正しいのでしょうか。

○飯田介護保険課長 こちらは、1人で12カ月分ということで、12名となっております。

○野村淳一委員 これも、これでいいのですか。

12人なら12人が利用していると解釈してしまいます。

私は、こんなことはあり得ないと思いました。

だって、いつも利用しているのは1人か2人でしょう。

どうして急に12人もと驚きました。

これも訂正してください。

○加藤裕貴委員長 暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時28分 再開

○加藤裕貴委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○飯田介護保険課長 大変申し訳ございません。

この人数、人と書いているところにつきましては、全て年間の延べ人数ということで、表の中にそういう表示があればわかりやすかったのですけれども、単純に人というとらえ方になりますと、ひと月何人という形では読みづらかったので、こちら辺につきましては、表の単位で延べを加えるというような形でないと、わかりづらいということでございましたので、その辺の部分はこちらのほうの間違いかなと思います。

○野村淳一委員 訂正するのですね。これは、大事なことなのですよ。

もう一回聞きます。

介護療養型医療施設というのは、紋別市にありません。

だから、紋別市外で利用されているのだと思います。

これは、介護院という形で制度も変わっていくのだろうと思います。

これは、基本的には延べ10人で1人だと思います。

ところが、これも、給付費が8ページの介護療養型医療費、施設の給付費が令和3年が400万円、令和9年が900万円、令和5年が1,300万円。

1人だと言っているのに、3倍になっているのですが、これはどうしてですか。

○加藤裕貴委員長 暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時32分 再開

○加藤裕貴委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○飯田介護保険課長 大変申し訳ございません。

介護療養型医療施設につきましては、12人となっておりますが、令和3年は、1人の延べ12人でいいのですけれども、令和4年につきましては、誤っております2人となりまして、本来であればここは延べ24人となっていなければいけない部分で、令和5年につきましては、3人で延べ36人というような形で、訂正させていただきたいと思っております。

○野村淳一委員 これでは、審議できないと思っております。

根本的などころで、正確性を変えた資料を出されて、議論できますか。

もう一度作り直して、きちんと訂正した上で、なぜこんなことが起きているのか説明した上で、議案を出すべきではないですか。諮ってもらえませんか。

○加藤裕貴委員長 暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

(第8期介護保険事業計画の概要配付)

午後1時1分 再開

○加藤裕貴委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○富樫保健福祉部長 長時間にわたりまして、委員会を休憩させてしまいまして、心からおわび申し上げます。

野村委員からのご質問、ご指摘に基づきまして、資料を再精査させていただきました結果、お手元に配付させていただきました、介護サービス給付量の推計資料6ページ及び7ページの資料につきまして、修正箇所がございました。

野村委員からのご指摘以外の部分につきましても、数値の誤記が判明いたしましたので、その部分も併せて修正をさせていただいております。

修正箇所が、大変多数にわたったことをここにおわび申し上げます。

委員会に提出する資料がこのような不手際がありましたことを、心からおわび申し上げますとともに、今後このようなことのないように心がけたいと思っております。誠に申し訳ありませんでした。

○飯田介護保険課長 午前中に質問にあった部分ですが、再精査して誤記がありました部分、また、質問がありました部分ですが、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の延べ人数が60人と書いてありましたけれども、実際は180人ございまして、内訳につきましても、先ほど私の答弁つきまして誤りがありました。

180人の内訳でございますが、30人掛ける6カ月、月33万円ということで、10月から3月ということで、180人となっております、これにおける事業費につきましては、この計算に基づいておりますので、内訳につきましてこのような形になってございます。

次に、その網掛けの下の段になります。介護医療施設なのですが、こちらのほう12人のところが、令和4年につきましては、2人分で延べ24人、令和5年につきましては、3人分で延べ36人と訂正をさせていただきたいと思います。

○野村淳一委員 思ったよりも訂正箇所が多くて、改めて唖然としました。極めて遺憾です。

これから、部長がおっしゃったようにきちんと精査した上で、正確な資料を提出していただきたいと思います。

一つ確認します。

サービス量がこのように訂正をされましたが、介護給付費については、何ら影響はない、訂正する箇所はないということかどうかもまず確認させてください。

○飯田介護保険課長 給付費につきましては、金額を訂正することは特にございません。

○野村淳一委員 11ページです。

介護給付費の財源という形で表が載っています。

1号保険者が23%になる。これは定式的な数字になっています。しかし、実際はこの数字ではないはずで

国の調整交付金というのがあります。これは、それぞれの自治体が、お年寄りの割合だとか、あるいは所得の格差だとか、いろいろその地域によって状況が違うので、それについて格差を是正するために、調整交付金というものが存在をしています。

5%というのは初めからの5%ですが、実際紋別市は5%ではないと思いますが、調整交付金は何%ですか。

○飯田介護保険課長 今、質問がございましたとおり、この部分につきましては、5%というのはあくまで国の基準ということで、この表の中には表現させていただいておりますけれども、それぞれ令和3年、令和4年、令和5年と調整交付金は異なっております。保険料を推計するにあたって、実際にはこの調整交付金につきましても、精査させていただいております。令和3年は6.64%、令和4年は6.49%、令和5年は6.79%ということで、この推計によりまして、介護保険料の算定をさせていただいております。

○野村淳一委員 逆に言うと、5%引いたその分が1号保険者の23%から減っていることになるのですね。

ここのところをはっきりしないと、実は全体の介護保険のサービス給付費の正確な数字が出てこないのです。

ですから、これも正確性が乏しいのです。

これも、指摘をしておきたい。きちんとした数字を出すべきだと思っています。

最後に聞きます。

この保険料を出すときに、12ページのところに書いていますが、月額という形で基

金の取崩しという表現が出てきます。

実際は、1億3,950万円を取崩したとっていますが、今現在、この取崩し前ですが、基金の残高は幾らあるのでしょうか。

○飯田介護保険課長 基金残高につきましては、令和2年度の当初で、1億6,100万3,688円ということで、積立ての見込みとしまして、令和2年度の末につきましては、1億8,148万6,668円、この金額の取崩しを約8割としまして1億3,950万円、この分を取崩させていただいて、保険料を算定しています。

○野村淳一委員 この基金というのは、黒字分なのです。黒字を積立てて基金になっているのです。

黒字というのは、結果的には1号被保険者、いわゆるお年寄りから集まった保険料、実際に使っている介護給付費、ここに黒字分が積立てられて1億8,000万円になったのです。

私は、これはお年寄りが出した保険料そのものなのですから、全部返していい、何も残す必要なんかないと思います。

なので、私はこの1億8,000万円余りの基金は、全て取崩しに使って100円でも200円でも保険料を安くする。私は、こういう考え方だと思うのです。いかがですか。

○飯田介護保険課長 基金の考え方につきましては、各自治体いろいろな考え方があります。積立てた3年間で基金は全て投入するという考え方のまちと、あとは、令和7年の団塊の世代が75歳に達する頃、給付費が増大するであろうことに向けて基金については一切取り崩さないと、こういった考えのまちもあります。

本市としましては、令和7年に向けて給付費が増大するというのは見えておりました。団塊の世代の方も、75歳に達する前でも既に介護認定を受けていらっしゃる状態で、軽度である要支援や要介護1の方の認定数が非常に増大しております。この方たちの介護度は、この後、中度、重度という形で徐々に進んでいくと考えられます。

今後も増大傾向でございますので、基金を全て使って100円でも、200円でもということなのですが、まず給付費増大、今は、大きな上昇率ではないのですけれども、保険料率につきましては、本市のスタンスとしましては、基金を全て使うというよりは、上昇率をなだらかにするということに重きを置きまして、基金の利用をさせていただいております。

残った部分につきましても、次の計画という部分を見据えますと、基金を全額使うのも一つの方法なのでしょうけれども、このあと給付費が増大することが見えておりますので、介護保険料のなだらかな上昇ということに重きを置きまして、今回は8割を使わせてさせていただいて、残りにつきましては、基金はそのまま残すような形で保険料を算定させていただいています。

○野村淳一委員 もう、これは考え方が違うのでしょうか。

今回、1億8,000万円も黒字になったというのは、紋別市の今までの第7期の中で

初めてです。これほど黒字になっているのは。

そして、新たに高齢者の割合が増えるって言っているけれど、今度9期になったら、そのとき、また皆さんがこうやって、幾らのサービス量が必要だ、そのために幾ら給付費が必要だと一から考えるのではないですか。

お年寄りが増えたら、増えたなりにみんなで考えるのです。黒字を当てにしているわけではないでしょう。

そんなのは、私は詭弁だと思います。そのときに一番いい形でサービス量をこうやって、今回だって議論してきたはずなのだから。

今回の基金は、この3年間お年寄りが出してきた黒字分なのだから、この3年間で精算していいのですよ。私は、あくまでそう思います。

100円でも、200円でもこのコロナ禍の中で下げるべきだと思います。

富樫部長、いかがですか。

○富樫保健福祉部長 おっしゃるとおり、被保険者の負担の低減というのは、我々も大切に考えているところでございます。

ただ、介護保険の制度の持続的な安定と、それと、給付体制の拡充、サービス内容の充実、そういった部分を、やはり8期の中でもやっていきたいですし、それ以降につきましても、9期においても、そういった充実に計画的に取り組んでいきたいと思っております。

そういった中で、やはりそれが当然に給付費の増大を招くことですので、その辺りはバランスをよく考えながら、慎重に検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

○加藤裕貴委員長 以上で質疑を終結いたします。

議案第27号は、予算関連がありますので採決を保留いたします。

次に、議案第28号紋別市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、提出者の説明を求めます。

○飯田介護保険課長 本委員会に付託されました議案第28号紋別市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、お手元に配付しております本常任委員会提出資料により、ご説明申し上げます。

まず、1ページをお開き願います。

初めに、1の改正趣旨でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援及び指定居宅介護支援の人員、設備、運営等の基準を定める省令が一部改正されましたことから、市の条例に定める基準について見直すため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2の改正条例でございますが、紋別市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例により、(1)紋

別市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、（２）紋別市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、（３）紋別市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、（４）紋別市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の四つの条例を改正しようとするものであります。

続いて、３の改正内容でございますが、改正項目ごとに、改正内容と対象となるサービス種別を説明させていただき、改正対象となる条項につきましては、それぞれご通覧いただきますようお願いいたします。

まず、（１）オペレーターの配置基準等の緩和。アとして、オペレーターについてですが、こちらはオペレーターについて、併施設等職員の兼務することを可能とし、随時訪問サービスを行う訪問介護等と兼務することを可能とするものであります。

イとして、他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に事業を一部委託することを可能とし、ウとして、複数の事業所間で随時対応サービスを集約化することを可能とするものであります。

対象となるサービスは、夜間対応型訪問介護となります。

（２）サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保につきましては、事業所と同一の建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対して、サービス提供を行うよう努めることとするものです。

対象となるサービスは、夜間対応型訪問介護です。

（３）認知症介護基礎研修の受講の義務づけにつきましては、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務づけるものです。

対象となるサービスは、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護となります。

（４）地域と連携した災害への対応の強化につきましては、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととするものです。

対象となるサービスは、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入所者生活介護です。

3 ページをお開きください。

(5) 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護に係る管理者の配置基準の緩和につきましては、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設、事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とするものです。

対象となるサービスは、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護です。

(6) 小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直しにつきましては、介護老人福祉施設または介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者、介護職員の兼務を可能とするものです。

対象となるサービスは、小規模多機能型居宅介護です。

(7) 過疎地域等におけるサービス提供の確保につきましては、過疎地域等における地域の実情により、事業所の効率的運営に必要であると認めた場合に、人員、設備基準を満たすことを条件とし、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないこととすることを踏まえ、この場合には、登録定員や利用定員を超えることを可能とするものです。

対象となるサービスは、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護です。

(8) 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保につきましては、アとして、サテライト型事業所の基準の創設、イとして、ユニット型について原則1または2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3とされているところ、これを1以上3以下とするものになります。

対象となるサービスは、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護です。

(9) 夜間職員体制の見直しにつきましては、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策をとっていることを要件に例外的に夜間に2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜間職員体制を選択することを可能とするものです。

対象となるサービスは、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護です。

(10) 計画策定担当者の配置基準の緩和につきましては、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から事業所ごとに1名以上の配置に緩和するものです。

対象となるサービスは、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護です。

(11) 外部評価に係る運営推進会議の活用につきましては、認知症グループホームでは、外部評価と運営推進会議の双方で、第三者による評価が行われているが、既存の外部評価は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価を行い、これを市や地域包括支援センター等の公正中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、その評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置づけ、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから第三者による外部評価を受けることとするものです。

対象となるサービスは、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護です。

(12) 地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準の見直しにつきましては、アとして、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（サテライト型を除く。）において他の社会福祉施設等との連携を図ることにより、当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とするもの。

イとして、サテライト型居住施設において、本体施設が介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設である場合に本体施設の生活相談員により、当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とするもの。

ウとして、従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とするものです。

対象となるサービスは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護です。

(13) 栄養ケアマネジメントの充実につきましては、アとして、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置づけるもの。

イとして、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求めるものです。

対象となるサービスは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護です。

(14) 口腔衛生管理の強化につきましては、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求めるものです。

対象となるサービスは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護です。

(15) 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直しにつきましては、アとして、1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行のおおむね10人以下から原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとするもの。

イとして、ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、新たに設置することを禁ずるものです。

対象となるサービスは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護です。

(16) 居宅介護支援に係る管理者の配置基準の緩和につきましては、主任介護支援

専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予し、主任介護支援専門員ではない介護支援専門員を管理者とすることを可能とするものです。

対象となるサービスは、居宅介護支援です。

(17) 質の高いケアマネジメントの推進につきましては、事業者に、作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合及びこれらのサービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合について、利用者の説明を行うことを求めるものです。

対象となるサービスは、居宅介護支援です。

(18) 生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応につきましては、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検・検証の仕組みを導入するものです。

対象となるサービスは、居宅介護支援です。

以降の改正項目につきましては、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援、居宅介護支援の全てのサービスが対象となりますので、改正内容のみ説明させていただきます。

(19) 高齢者虐待防止の推進につきましては、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務づけるものです。

7ページをお開きください。

(20) 介護保険等関連情報の収集・活用につきましては、介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用した計画の作成やケアの質の向上を推奨するものです。

(21) ハラスメント対策の強化につきましては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとするものです。

(22) 業務継続に向けた取組の強化につきましては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づけるものです。

(23) 会議や多職種連携におけるICTの活用につきましては、アとして、利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、テレビ電話等を活用して実施を認め、イとして、利用者等が参加して実施するものについて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施を認めるものです。

(24) 感染症対策の強化につきましては、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義務づけるものです。

(25) 運営規程等の掲示に係る見直しにつきましては、運営規程等の重要事項につ

いて、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等を可能とするものです。

(26) 利用者への説明・同意等に係る見直しにつきましては、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとするものです。

9 ページをお開き願います。

(27) 記録の保存等に係る見直しにつきましては、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化するものです。

最後に4の施行期日でございますが、本改正条例は令和3年4月1日から施行し、第5条の規定は令和3年10月1日から施行するものとするとしております。

なお、ユニットの定員に係る改正に関しては、施行の日以降から当分の間、事故発生の防止及び発生時の対応に係る改正に関しては、施行の日から起算して6カ月を経過する日までの間、そして、虐待の防止、業務継続計画の策定等、地域密着型サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置、認知症に係る基礎的な研修の受講、栄養管理、口腔衛生の管理、指定地域密着型介護老人福祉施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る改正に関しては、令和6年3月31日までの間、経過措置を設けております。

10ページ以降には、条例改正に伴う新旧対照を添付しておりますので、併せてご通覧願います。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○加藤裕貴委員長 質疑を行います。

○野村淳一委員 一点だけです。

内容については、規制緩和でちょっとおぼつかないなという点もあれば、逆に言えば、感染症や防災、あるいは虐待の問題での義務化などもあって、いいところも悪いところもあるのです。

ただ、これらの問題、これは地域密着型ですので、これがどういうふうに運用されているのか、ちゃんと義務が果たされていなかったら、どこが管理監督、あるいは運営支援というふうにされるのでしょうか。

○飯田介護保険課長 地域密着型でございますので、指定権者は市町村ということになりますので、紋別市が監督するという形なと思います。

○加藤裕貴委員長 以上で質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤裕貴委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号紋別市合葬墓条例の制定について、提出者の説明を求めます。

○清水環境生活課長 それでは、本委員会に付託されました議案第29号紋別市合葬墓条例の制定について、ご説明申し上げます。

お手元の資料1ページをお開きください。

まず、本条例の制定の趣旨でございますが、少子高齢化などの社会情勢の変化等によって、墓地の継承や維持管理が困難となる市民の増加が見込まれること、並びに紋別墓園無縁納骨堂の収蔵能力の限界及び老朽化から、新たに市民の祭祀に係る公助のための施設として紋別市合葬墓を設置することに伴い、使用料その他必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、制定の内容につきましては、本条例は12条で構成されており、紋別市合葬墓の設置、使用者の資格、使用料などについて規定するものであります。

本条例の施行期日につきましては、令和3年9月1日となっております。

2ページをご覧ください。

ここでは、条例案の逐条説明を中心に進めてまいりますことから、条例全文の読み上げを割愛させていただきますのでご了承ください。

まず、第1条、設置についてであります。本市において墓地埋葬法に規定する墳墓、これは焼骨を埋蔵する施設ということですが、紋別市合葬墓を設置することを規定しているところであります。

第2条、定義につきましては、本条例において使用する用語は、墓地埋葬法により規定される用語を用いることを規定しているところであります。

第3条、名称及び位置につきましては、名称を紋別墓園合葬墓とし、その位置は、紋別墓園内の紋別市大山町4丁目25番20としたところであります。

3ページをお開きください。

第4条、使用者の資格についてであります。各項各号について規定する使用者の資格を具体的に申し上げますと、まず資料のほうですけれども、①ですが、紋別市民であって、現に有する焼骨を紋別市合葬墓に埋蔵しようとする者。

次に、②ですが、紋別市民であって、墳墓または寺院納骨堂に有する焼骨を紋別市合葬墓に改葬しようとする者。

③ですが、紋別市民で生前予約をした者ということで、個人が生前において、自身の意思で死後の決定した者について認めるものであります。

④及び⑤は、紋別市民以外で使用できる特例的な規定となりますが、まず④ですが、紋別市民以外であって、死亡時に紋別市民であった者の焼骨を埋蔵しようとする者。

⑤ですが、紋別市民以外であって、紋別市墓地条例に規定する紋別市有墓地の使用許可を受けており、その墓地に埋蔵されている焼骨を紋別市合葬墓に改葬しようとする者となっております。

4 ページをご覧ください。

最後に、⑥についてでございますが、これは市長が特に認める者ということになっております。

以上が合葬墓を使用できる者となっているところであります。

また、第4条第2項では、墳墓を有している者で、焼骨を紋別市合葬墓に改葬しようとする者のうち、紋別市墓地条例に規定する紋別市有墓地の使用許可を受けている者については、その使用区画を返還しなければならないことを規定しているところであります。

補足となりますが、現に有する焼骨という言葉でございますけれども、これは説明で各所で使っておりますけれども、これにつきましては、墳墓、寺院納骨堂に収蔵されている焼骨または墳墓、寺院納骨堂を用意することができないなどの理由により、自宅等に保管している焼骨のことを言うところであります。

続きまして、第5条、使用の許可についてでございますが、紋別市合葬墓を使用しようとする者は、事前に許可申請を行い、紋別市長より使用の許可を受けなければならないことを規定しているところでございます。

5 ページをお開きください。

前ページからの続きとなりますが、第6条、主催者の届出では、第4条（使用者の資格）のうち、生前予約をしようとする者は、使用許可の申請時に、生前予約者の死後、生前予約者の焼骨を紋別市合葬墓に埋蔵する者を主宰者として指定し、紋別市長に届出しなければならないこととしており、第2項では、主宰者の住所の変更や主宰者の死亡等により主宰者を変更する必要がある場合には、速やかに紋別市長に届出しなければならないことと規定しているところであります。

次に、第7条、使用料では、紋別市合葬墓の使用許可を受けた者は、埋蔵する焼骨の体数に応じ、別表に定める金額を合葬墓使用料として納付しなければならないことを規定しており、別表により、焼骨1体につき3万円、5体以上の場合は15万円を上限としていると規定しているところであります。

また、この体数の考え方についてですが、1回の申請による体数であり、要するに遺骨の数であり、使用許可後、新たに焼骨が生じるなど改めて許可申請を行う場合は、改めて許可申請を行う体数による金額となるところでございます。いわゆる、累計による体数ではないということを指し示しております。

6 ページをご覧ください。

前のページからの続きになりますが、第8条、使用料の減免では、経済的な理由により合葬墓使用料を納付する資力がないと認められる場合、その他特別な理由があると認められる場合は、第7条に規定する使用料を減免することができることを規定しているところであります。

次に、第9条、使用料の還付についてですけれども、既に納付された合葬墓使用料

については、返還出来ないことを規定しているところであります。

次に、第10条、焼骨の改葬の部分ですけれども、合葬墓というものの性質上、複数の焼骨が不可分な状態で埋蔵されているため返還できないことから、紋別市合葬墓からの改葬を認めないことを規定しているところであります。

7ページをお開きください。

前ページからの続きとなりますが、第11条、使用許可の取消しでは、偽り、不正の手段により許可を受けた場合や法令、条例、施行規則に違反した場合、その他市長が必要があると認める場合には、第5条に規定する使用許可を取り消すことができることを規定しているところでございます。

第12条、委任については、本条例の施行に関して、必要な事項を施行規則で、それから、条例の施行日については附則で定めようとするものであります。

最後に、別表第7条関係につきましては、先ほど説明しましたので割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○加藤裕貴委員長 質疑を行います。

○山崎彰則委員 ただいまご説明いただきました第4条の使用者の資格、3ページです。

そのところで解釈といいますか、わかりづらい部分があるので、例として伺いたいのですけれども。

自分の家族が、紋別に住んでいませんよと。ほかの市町村に住んでいます。

不慮の事故があつて、紋別の家族がその遺骨を1人埋葬してくれというときは、どういう解釈をしたらいいのでしょうか。

○清水環境生活課長 今のご質問でございますけれども、一応どのようなケースにおいても、紋別市民であれば使用ができます。

つまりは、今、言ったように家族が遠隔地に住んでおり、その家族が死亡して、紋別市民である者が遺骨を合葬墓に埋蔵するという部分については、この使用の資格を与えるものでございます。

○山崎彰則委員 それは、どこの部分でうたわれているのですか。

○清水環境生活課長 失礼しました。説明が少し不足しておりました。

これにつきましては、第4条の説明の①、紋別市民であつて現に有する焼骨ですから、ほかのところに住んでいる家族の方が火葬されて焼骨になるということは、紋別市民がその方の焼骨を有しているということなので、合葬墓に埋蔵できるというものでございます。

○山崎彰則委員 わかりました。ありがとうございます。

ついでに、もう一つ伺いたいのですけれども、4条の(2)市民以外の者であつて、次に掲げるいずれかに該当するもの、アの死亡時において市民であつた者

というこの表現の意味がわからないのですが。

○清水環境生活課長 まず、4条(2)のアの部分についてでございますけれども、死亡時において市民であった者ということで、具体的に言いますと、私に例えますと、両親が紋別市民であり、その方が亡くなったとき、私は、札幌なり東京なり、遠隔地に住所がある場合。そういったときに、その人は、埋蔵する者自身は市民ではないですけれども、死亡時点において、お骨になった人が紋別市民であったので、埋蔵する資格があるということでございます。

○山崎彰則委員 ますますわからなくなっていました。

死亡時において紋別市民であった者という、ここに出てくる者と、最後に出てくる者は、別人格という解釈でいいのでしょうか。

○清水環境生活課長 ご指摘のとおり別人格でございます。

○山崎彰則委員 これは、表現が不親切というか、単純に言いますけれど、市民以外の者であってとうたっていて、その下のアのところ、死亡時において市民であったってところが、ますますわからなくなったもので、そこに出てきた者と最後に出てくる者が、同一人物であるかのようならえ方をしがちだと思うのです。

わかりにくい書き方だと思ったのですけれど。もっとわかりやすくするべきだったような気がするのですが。

○若原市民生活部長 (2)につきましても、その祭儀を行うものが、市民以外の者であると理解していただければと思います。

○田中勝彦委員 同じような質問になるのですが、例えば、市民であって納税していない方だとか、反社会的勢力の方だとか、そういった方も入れるのでしょうか。

○清水環境生活課長 埋蔵される者というのは、遺骨になってしまった者であって、その遺骨というのはどのような場合であっても、例えばそういう反社会的勢力であっても、納税をしていなかった者であっても、その遺骨というのは、引取り手がない場合はいずれ市町村が預かることとなりますので、結局のところは合葬墓に埋蔵されることとなります。

その判断というものは、ここには明示はしてないのですけれども、遺骨については、ありとあらゆる、生きていううちに何をされたかっていう部分はあるかもしれませんが、死後においては、遺骨は確実にここに納めるというのが考え方でございます。

○田中勝彦委員 また別の質問ですが、厳寒期というか、冬期にこちらで受入れは可能ですか。

○清水環境生活課長 冬期間においては、紋別墓園自体が除雪しておりません。また、市道の部分も除雪しておりませんので、11月末から3月末までは、受入れはしないということになっております。

○田中勝彦委員 そういうことであれば、説明書きのほうに記入されたほうがよろしいか

と思いますが、どうでしょうか。

○清水環境生活課長 今11月末という表現を使わせてもらったのですが、12月1日に訂正させていただきます。

それと、もう一つ、そういった受入れの規則といいますかルールといいますかは、これから、広報なり何なりで周知していくようなことになりますので、その部分でわかりやすい周知に心がけたいと思います。

○野村淳一委員 今の関連で、中身も細かに出てくると思うのですが、施行規則というのも作られるのですよね。

○清水環境生活課長 ご指摘がありましたとおり、条例では大まかなところというか方針的なものを定めておりますので、今、同時進行的に施行規則のほうの公布を目指して、作業中でございます。

○野村淳一委員 やっとこの姿、形が見えてきたなと思っているのですが、ただ、昨日でしたか、総括質疑で質問もあったのですが、全体の姿が、イメージが見えないのです。

これ、去年の臨時議会で、この合葬墓の実施計画の予算ももうつけているはずなのです。

せっかく設置条例が出ているのだったら、そのイメージですとかパースですとか、そういうものが一緒に出てこないと、また同じ議論を始めなきゃならないのです。

その辺などどうなっているのですか。

○大月市民生活部次長 確かに、昨年補正予算でやって、大まかな図面というか、まだ決定とか完成はしていませんが、おおむねの図面はできていますので、確かにつければよかったなと反省しているところであります。

そして、大まかなイメージにつきましては、口頭で説明しますと、お参りするスペースが、大体4メートルの5メートルの20平方メートルありまして、そこに墓石と供物を置く台とベンチがありまして、それにアクセスする通路を設置すると同時に、当然身体障害者の方もいらっしゃるものですから、勾配の緩い、幅を確保したスペースと水飲み場も設置しながら、併せて遺骨の尊厳という観点からも、足の踏むところには遺骨の入れるところがないようにずらして、その周りにはフェンス、柵をすると、そういう形で、今の紋別墓園の新区画に設置する予定です。

確かに図面等はつけずに申し訳ございませんでした。

○野村淳一委員 先ほど、使用者の資格について文言とかいろいろ話があったのですが、例えば、紋別市民ではないのですけれど、紋別でずっと頑張ってきてきた。生きてきたというのは、生活してきた。いわゆるふるさとですよね。70歳、80歳になって、息子のところに行ってしまった。その方が、東京でも札幌でも亡くなった。でも、私のふるさととは紋別だと。

何とかその方の遺志を継いで、この紋別の合葬墓に入れられないかという話かも

しあったとしたらいかがですか。

○清水環境生活課長 この使用者の資格につきましては、条例をつくる上で非常に検討したところではあるのですけれども、やはり市民の方だとか、いわゆる関係団体との協議、一般質問で関係団体の協議という形で示させてもらいましたけれども、各団体の市民の人のお話を聞いている中では、紋別市民にやはり限定したほうがいいのではないかという部分と、それから、私どもとしては無秩序な埋蔵というものをできる限り防ぎたいというような思いもございまして、残念でございますけれども、紋別市民、それともう一つ、市民以外という部分で若干広げた部分はありますけれども、最終的にその無秩序な埋蔵というものを防ぐために、そのような措置をさせてもらいました。

○鈴木副市長 一部訂正させていただきますが、この文言の中に第4条の(3)市長が特に認める者という表記の仕方をさせていただいてございまして、いろいろ皆様ご事情がおりだと思えます。また、そういった事情もいろいろお聞かせいただいた中で、総合的な判断は、最終的に市長が下すということになってございまして、いろいろご相談いただければ、そういった部分の判断もさせていただきたいというようなことで表記させていただいてございます。

○野村淳一委員 これ昨日も議論があったのですけれども、私も高松の合葬墓を拝見させてもらいました。それから、今、北海道で一番最新の合葬墓、これは猿払村にできています。村ですから、規模は小さいのですが、そこは、合葬堂と言って、建物になっていて、中に納骨棚があります。

そういうふうになっていて、お骨を納めることができ、そして何年か後にその粉骨を中に埋葬するという形で、なぜそういう仕組みにしているかということ、トラブルがあるからだとおっしゃっていました。

一旦、この遺骨を納めてしまうともう取れません。それでは、ほかの親族から何で早まったのだとか、私は聞いてなかっただとかいうトラブルが起こる可能性があるので、1年、2年、3年間は納骨棚に置いておくのだというような話をされてきました。これは猿払村の方の声でありました。なるほどと、私も得心したのです。

その辺のことについては、何か検討されたことはありますか。

○清水環境生活課長 委員の今のご質問なのですけれども、確かに過去の判例を見ておきますと、遺骨の返還ということに関しては、仮に合葬墓で不可分な状態であったとしても、ある一定年数くらいまでは返還しなければならぬ。実際は返還できないので、いわゆる金銭的に解決するというので、それは聞いておりますけれども、その部分については、納骨施設をどうするか検討をして、納骨施設を建てると、昨日の総括質疑のように、後年度維持管理費が高くなるであるとか初期の事業費が高くなる、あるいは、使用料が高くなるということで、断念した部分がありますけれども、確におっしゃるとおり、その分についてはお寺に預ければいいの

ではないとか、様々な検討をしたのですけれども、よく熟慮の上、入れていただくということで、特に納骨施設で一時的な保管の後に合葬するという形式をとらないという結論に至りました。

○野村淳一委員 わかりました。そういうことも含めて、納得した上でということになるのだろうと思います。

1体3万円という金額です。高いのか安いのかなかなか私も判断しきれません。1万円台のところもあります。もっと高いところもあります。

3万円の根拠を教えてください。

○清水環境生活課長 使用料3万円の根拠でございますけれども、確かに昨年の補正予算でもう既に事業費というものが予算化されている部分、それから当初予算で今、予算委員会のほうでご審議いただく部分がございまして、こちらのほうとしては、まず設計施工にかかる費用としまして、2,503万円、それから年間の運営管理費を76万円と見ておまして、これを計画年数の40年、つまりは、3,040万円を合わせまして、計画埋蔵数であります2,000体で割り返したところ、約2万8,000円であったということと、それから、市内の民間の合葬墓につきまして、最低の使用料が3万円であること、紋別墓地の大区画の一番廉価な部分になりますけれども、3万2,400円であることということも総合的に加味しまして、3万円としたところでございます。

○田中勝彦委員 先ほど、大月次長がおっしゃっていたのは4メートルの5メートルの20平方メートルほどという広さだったのですが、多くの市民が望んでやっどできる合葬墓なのですが、例えば、お彼岸だとかお盆だとか、その大きさでは狭いと思われませんかでしょうか。

○大月市民生活部次長 4メートルの5メートルに関しては、縛りがあります。それ以外に、先ほど言った身障者用のスロープ、幅が3メートルくらい、それも舗装しますし、通路もつくりまして、あと周りは既存の芝地になっていますので、仮にその分で狭くても、何人来るかによりますが、おおむね大丈夫なのかなとは思っています。

それ以上は、お金をかければ大きくできるのですが、遠軽町だとか近隣町村等を見まして、大体その体数が2,000体ということと、カロートのことを考えますとそのくらいが妥当かなと決めております。

○田中勝彦委員 私はほかの合葬墓のことについての知識がないのですが、現実に供用開始されている市町村で、母体数が増えていった中で、狭いという情報は得ていませんでしょうか。

○大月市民生活部次長 我々の聞いている情報では、特にそういう狭いという情報は聞いてはおりません。全道34市にもアンケートしたのですけれども、特に利用している上で、その面積もまちまちなのでしょうけれども、どのくらいにするのが妥当かってなかなか難しいと思うのですが、特にそういうような、遠軽町も含めて使い勝手が悪いとは聞いておりません。

○野村淳一委員 もうちょっとイメージを。合葬墓と言われる敷地は、4メートルの5メートル。

それで、その周りをもっと公園みたいな、どういうイメージなのですか。

何かこう、いろいろ言われるのは分かるのだけれど、出てこない。芝生になっているのですか。

○加藤裕貴委員長 暫時休憩いたします。

午後 1 時 58 分 休憩
(合葬墓平面配置図配付)
午後 2 時 5 分 再開

○加藤裕貴委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○大月市民生活部次長 それでは、こちらから説明させていただきます。

今、お配りしたA3の図面なのですが、右下の写真及び右上の写真は、今の紋別墓園の図面となっております。

ちょうど向きはこの赤の矢印で、下から上に見たアングルです。

逆に、上は、上から角に向けて見た写真です。去年の7月25日なのですが、このような形の芝の状態となっております。

真ん中のこの図面なのですが、ちょうど周りにぐるっと写真が入っているのは、去年の8月に遠軽町に行って写真を撮ってきたものです。

そして、私が先ほど4メートルの5メートルの20平方メートルと言ったものは、この青いところになります。狭いところが4メートルの幅で、奥行きが5メートルです。

この遠軽町のようにこういう石、ブラスト加工と言って、砂で吹きつけたざらざらの滑り止めの石を貼るイメージをしています。

それに、黒い大きい石、これが墓石になります。

その手前のちょっと小さい四角は、遠軽町で言えば、献花台になります。

左側の黒い四角がベンチとなっております。

そして、右側の若干幅広い、黒いところが既存の通路からの身体障害者の方、車椅子がアプローチできるような形で、2.5メートルの幅を取って黒舗装しております。

下のほうにつきましては、健常の方がアプローチするところとなっていて、若干階段がありますけれども、これには手すりをつけております。

さっきの身体障害者の方のスロープのところの上に、赤い丸があるのですが、これは水道施設を設置しようと思います。

排水に関しては、既存の排水升がありますので、それを利用してやると思います。

おおむね、このようなイメージで、この緑のところに関しては、これはカロートです。

この、大きい黒いところに若干薄い緑があろうかと思うのですけれども、ここから、お骨を入れて、ちょうどこの緑の点線があろうかと思うのですけれども、これが箱の内側の面なのですけれども、この中にたまってきます。

この青い丸が、防水が付いたマンホールの蓋です。排水の勾配の関係もありますが、大体1メートル60センチくらいの深さかなと思っています。当然、そこには雨水だとか、地下水だとかがありますので、それをできるだけ速やかに排水するために、横はコンクリートなのですけれども、下は砂場で、砂利をひいて暗渠で排出をします。そのように考えています。

そして、このカロートの緑の部分なのですけれども、一部さっきの4メートルの5メートルの青いところにかぶっているのですけれども、基本的には人の足が乗るところにはカロート、お骨は置きません。そして、緑の外側にはフェンスを回すことによって、安易に人が寄らないような形にしております。

先ほど私が言った芝地というのは、右下の方になっていますが、結構幅や面積はありますし、身体障害者の方のスロープだったり、通路だったり、ある程度はスペースが確保されていますので、そういう意味では問題はないのかなと判断しております。

○山崎彰則委員 地図で示された場所なのですけれども、ここは、今、新しくお墓が増えているといいますか、上からだんだん新しくできていて新設しているのですけれども、それとも、例えば何年後にはこれがいっぱいになるだとか、そういう、多分、この緑のところは新しく新設していくという予定地だと解釈していたのです。私の家の墓もその近くにありますので。

それとの兼ね合いというか、どれぐらいのспанこの面積で足りるのでしょうか。

○清水環境生活課長 確かに、この区画はHC区画ということで、一応基本計画が平成元年くらいに立てられたのですけれども、その段階ではお墓が不足しているということで、まだまだHC、HD、HE区画で保安林を解除して延ばしていく予定だったので、けれども、昨今は墓じまいをする方などが増えまして、お墓が逆に供給過剰になっていると。

つまり、今、返還されて貸付け可能な区画は100を超えているのですけれども、それらを使っていこうということで、HC区画は今現段階では、整備は当面見送るような形となっております。

○加藤裕貴委員長 以上で質疑を終結いたします。

議案第29号は、予算関連がありますので採決を保留いたします。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後2時11分 散会